

りゅうちゃん子どもの希望募金

令和8年度（2026年度）助成事業（子どもの貧困・孤立対策等）募集要項

1. 助成の目的

生活困窮などに伴い、地域の中で孤立しがちな子どもたちの健やかな育ち、学びを支援し、子どもたちの安心した生活と未来を応援する民間団体の取り組みに対し、事業費の助成を実施します。

2. 助成対象となる団体

(1) 助成の対象となる団体は、子どもの支援活動に取り組んでいる団体、ボランティアグループ等の非営利組織で、主に次に掲げる団体とします。(個人、営利企業は対象外です)

- ① 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ② ボランティアグループ等任意団体（未法人）
- ③ 児童養護施設・里親会
- ④ その他、非営利団体・組織

※自治会等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体は対象となりません。

(2) 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たすものとします。

- ① 国又は地方公共団体が設置若しくは経営し、その責任に属するものでないもの
- ② 活動から生じる利益を構成員に分配しない団体であること。
- ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- ④ 法人格の有無を問わないが、団体の会則、事業計画、予算書、実績報告書、決算書等を備えていること。
- ⑤ 概ね1年以上の活動実績があり、助成対象事業の実施体制が整っていること。
- ⑥ 団体名義の金融機関振込口座を持っていること。(個人名義は不可)
- ⑦ 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

3. 助成対象プログラム

(1) 活動支援プログラム

- ① 子どもの居場所支援・学習支援・食事提供、ヤングケアラー支援の取り組み
子ども達（親子含む）が、放課後、夜間、休日などに孤立することなく、気軽に集うことができる居場所（食事支援等）の提供や、小中高校生等に対する無料又は低額での学習支援を行う活動
- ② 生活困窮世帯の緊急・一時生活支援
緊急に生活支援を要する世帯（概ね18歳未満の児童のいる世帯）に対し、食料や日用品・学習用品等を給付する取組

- ③ 子どもの不登校・ひきこもり支援
 - 不登校・ひきこもり傾向にある子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供し、交流、相談支援、学習支援などの取組を行う活動
- ④ 子どもの緊急避難先（シェルター）における居場所（食事等）の提供
- ⑤ 若年妊産婦および若年母子への妊娠・出産・子育て支援
 - 若年妊産婦や若年母子に対し、出産・子育てに関する相談支援や居場所提供の取組を行う活動

(2) 給付型応援プログラム

- ① 生活困窮世帯のファミリーサポートチケット（てい〜だチケット券）交付事業
 - ファミリーサポートセンター事業（有償）の利用料免除のための「子育て支援基金（てい〜だチケット券）」による無料チケット交付事業

※①の無料チケットの交付を受けることができる団体は対象外とします。

- ② 児童養護施設等退所児童の自立生活支援
 - ア. 児童養護施設やファミリーホーム等の退所児童、里子（措置解除対象児童）の自立生活に向けた支度費の給付^{※1}
 - イ. 自立援助ホーム入居支度費のない者への支度費の給付
 - ウ. 自立援助ホーム退所者の自立生活に向けた支度費の給付^{※2}

※1 アは令和9年3月に退所する児童、里子を対象とします。

※2 ウは自立援助ホームを原則令和7年度中に退所する者（すでに退所したのも含まれます）を対象とします。

- ③ 高校奨学金・激励金給付支援
 - ひとり親世帯の子どもを対象にした高校通学のための給付型奨学金を行う県母子寡婦福祉連合会の取組

(3) その他、助成の目的に合致し本会会長が必要と認めるもの

4. 助成額の上限

(1) 活動支援プログラム

- ① 助成額は、原則1事業あたり50万円を上限とします。ただし、本助成金^{※1}の交付を初めて受ける団体については、1事業あたり30万円を上限とします。

※1 ーりゅうちゃん子どもの希望募金助成のみを指し、本会の他の助成金は除きます。

(2) 給付型応援プログラム

- ① 「生活困窮世帯のファミリーサポート等利用料支援」助成額は50万円を上限とします。
- ② 「児童養護施設等退所児童の自立生活支援」の助成額は一人10万円以内とします。
- ③ 「高校奨学金・激励金給付支援」の助成額は50万円を上限とします。

- (3) 原則、上記の内容を助成額とするが、「りゅうちゃん子どもの希望募金」の当年度募金実績を勘案して、助成額を調整するものとする。

5. 助成対象経費等について

(1) 助成対象となる経費は、「3 助成対象プログラム」に直接必要な経費とします。

- ① 3. (1) 活動支援プログラム「②生活困窮世帯の緊急・一時生活支援助成」の対象経費は、対象世帯への生活必需品支給にかかる費用や、食料支給（現物給付）に係る費用を主な対象経費とします。
- ② 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めておりません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を記載してください。（自己資金で支出する費目については特に制限はありません）

助成決定後に申請書（様式3）「申請事業収支予算計画」に記載されていない支出が必要となる場合は、事前に本会へ承認申請が必要となります。

- ③ 公的補助金等を受けて実施する事業費については、原則対象外としますが、補助金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとします。

（※③に該当する事業申請を行う際は、提出前に必ず本会へ事前調整をしてください。）

(2) 助成対象外となる経費

- ・ 団体スタッフの人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費

※ただし、臨時的スタッフ・講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所等の借上げ料は対象となる場合があります。また、「家賃」「光熱水費」は、組織全体で要する額から対象プログラムに必要な分を按分計算して申請する場合は、助成対象経費とします。

- ・ 団体の会員や経営する福祉施設・事業所の利用者などに限定した事業
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物品の賃借料
- ・ 申請事業に直接関係のない団体の維持・管理を目的とする経常的な運営経費
- ・ 助成対象期間（令和8年4月～令和9年3月）外の活動に関する経費

6. 助成対象期間

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）実施事業で単年度助成とします。

7. 募集期間・申請方法・提出書類

(1) 募集期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）必着

(2) 申請方法

- ① 沖縄県共同募金会ホームページ（<https://www.okishakyo.or.jp/kyoubo/>）から様式データファイルをダウンロードいただき、所定の助成金申請書等提出書類に必要事項を記入の上、上記募集期間内に郵送またはメールで沖縄県共同募金会まで提出してください。

※メールで提出する場合は、受信確認のためメール送信後に本会まで連絡をお願いします。（電話：098-882-4353）

- ② 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。

- ③ 本会の令和7年度助成を受けている団体においては、当該助成事業（りゅうちゃん・赤い羽根助成・歳末たすけあい助成など）の完了報告書提出後に令和8年度申請を受け付けますので、お早めにご提出ください。

(3) 提出書類

申請に必要な提出書類は事業によって分かりますので、下記の一覧表をご確認のうえ、必要書類を添付してご提出ください。

- ① かがみ【様式1】
- ② 助成申請書【様式2】
- ③ 助成申請事業 収支予算書【様式3】
- ④ 申請事業実施要綱（事業主旨、対象、活動メニュー等内容詳細が分かるもの）
- ⑤ 備品等を購入（10万円以上）する場合、業者見積もり（写し）とカタログを添付
- ⑥ 定款又は会則・規約
- ⑦ 役員名簿（氏名・住所一覧）
- ⑧ 法人・団体全体の事業実績報告、資金収支決算書・貸借対照表（提出可能な直近のもの）
- ⑨ 助成申請書（児童養護施設等退所児童の自立生活支援）【様式4】

※①～⑨のうち、用意できない書類がある場合は、本会までご相談ください。

各事業提出書類		(1) 活動支援プログラム					(2) 給付型応援プログラム		
		① 食事・居場所・学習支援・ヤングケアラー支援	② 緊急・一時生活支援	③ 不登校・ひきこもり支援	④ 子どもシェルター	⑤ 若年妊産婦・若年母子支援	① ファミサポ無料チケット交付	② 児童養護等自立支援	③ 高校奨学金給付
提出書類	①かがみ(様式1)	●	●	●	●	●	●	●	●
	②助成申請書(様式2)	●	●	●	●	●	●		●
	③予算書(様式3)	●	●	●	●	●	●		●
	④事業実施要綱	●	●	●	●	●	●		●
	⑤見積・カタログ(※10万以上の備品購入の場合)	●		●	●	●			
	⑥定款、会則	●		●	●	●			
	⑦直近の実績・決算・貸借	●		●	●	●			
	⑧役員名簿	●		●	●	●			
	⑨児童養護申請(様式4)							●	

8. 助成金の内定と助成金交付

- (1) 「活動支援プログラム」は、原則として精算払いにより交付する。ただし、これまで本会の助成金を受けたことがあり、その完了報告書提出済の団体については、概算払いも可能とします。
- (2) 「給付型応援プログラム」は、概算払いにより交付する。そのため、児童養護施設等において年度中途に児童の入退所があった場合は、その都度ご連絡ください。
- (3) 活動報告は事業終了後速やかに提出すること。最終報告は令和9年2月16日とする。

審査・内定	内定通知書の交付	助成金交付と活動報告	
		活動支援プログラム	給付型応援プログラム
令和8年5月下旬	令和8年7月8日予定 ※内定交付式 ※事務説明会	【精算払い】 (10割) 活動報告確認後、送金 【活動報告】 事業終了次第、活動報告提出 ※最終令和9年2月16日	【概算払い】 (10割) 令和8年11月27日までに請求書提出、12月下旬送金 【活動報告】 事業終了後、令和9年2月16日までに活動報告提出
		<u>※本会の助成金を受けた実績があり、その完了報告書提出済の団体のみ</u> 【概算払い】 (8割) 令和8年7月31日までに請求書提出、8月中旬送金 【活動報告】 事業終了次第、活動報告提出 ※最終令和9年2月16日 ※報告確認後、精算払いで2割送金	

9. 問い合わせ及び申請書提出先

社会福祉法人沖縄県共同募金会 (〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1)

T E L 098-882-4353 F A X 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp